

# 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十四号）新旧対照表（第一条関係）

(新)

第一条から第十条まで 略

(職員配置の基準)

第十一条 略

2 略

3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4 から12まで 略

第十二条から第二十六条まで 略

(協力医療機関等)

第二十七条 略

2 軽費老人ホームは、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同

(旧)

第一条から第十条まで 略

(職員配置の基準)

第十一条 略

2 略

3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4 から12まで 略

第十二条から第二十六条まで 略

(協力医療機関等)

第二十七条 略

じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

7 略

(揭示等)

第二十八条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第二十九条から第三十四条まで 略

(電磁的記録等)

第三十五条 軽費老人ホームは、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 略

附 則 略

2 略

(揭示等)

第二十八条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 軽費老人ホームは、第一項の重要事項について、当該軽費老人ホームのホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

第二十九条から第三十四条まで 略

(電磁的記録等)

第三十五条 軽費老人ホームは、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 略

附 則 略

岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十五号）新旧対照表（第二条関係）

（新）

第一条から第十一条まで 略

（職員の配置の基準）

第十二条 略

2 前項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3 から 11 まで 略

第十三条から第二十四条まで 略

（協力医療機関等）

第二十五条 養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感

（旧）

第一条から第十一条まで 略

（職員の配置の基準）

第十二条 略

2 前項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3 から 11 まで 略

第十三条から第二十四条まで 略

（協力病院等）

第二十五条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院  
を定めておかなければならない。

別表 略

附 則 略

第二十六条から第三十一条まで 略

6| 略

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

別表 略

附 則 略

第二十六条から第三十一条まで 略

2| 略

岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十六号）新旧対照表（第三条関係）

(新)

目次

第一章 略  
第二章 設備及び運営に関する基準（第二条―第三十一条の三）  
第三章から第六章まで 略  
附則

第二章 略

第二章 設備及び運営に関する基準

第二条から第十条まで 略

(職員の配置の基準)

第十一条 略

2から6まで 略

7 特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第百三十六条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十八号）第百二十四条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

8 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サ

(旧)

目次

第一章 略  
第二章 設備及び運営に関する基準（第二条―第三十一条の二）  
第三章から第六章まで 略  
附則

第一章 略

第二章 設備及び運営に関する基準

第二条から第十条まで 略

(職員の配置の基準)

第十一条 略

2から6まで 略

サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十一条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第十二条から第二十二條まで 略

（緊急時等の対応）

第二十二條の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行つてゐる時に入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十一条第一項第二号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

（施設長の業務）

第二十三條 特別養護老人ホームは、施設長に、次に掲げる業務を行わせるものとする。

一 略

二 職員に第七条から第九条まで及び第十二条から第三十一条の三までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。

第二十四條から第二十六條まで 略

第十二条から第二十二條まで 略

（緊急時等の対応）

第二十二條の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行つてゐる時に入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十一条第一項第二号に掲げる医師  
との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

（施設長の業務）

第二十三條 特別養護老人ホームは、施設長に、次に掲げる業務を行わせるものとする。

一 略

二 職員に第七条から第九条まで及び第十二条から第三十一条の二までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。

第二十四條から第二十六條まで 略

(協力医療機関等)

第二十七条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- 二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

6 略

第二十八条から第三十一条の二まで 略

(協力病院等)

第二十七条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院  
を定めておかなければならない。

2 略

第二十八条から第三十一条の二まで 略

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第三十一条の三 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

### 第三章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

第三十二条から第三十九条まで 略

(勤務体制の確保等)

第四十条 略

2から4まで 略

5 ユニット型特別養護老人ホームは、施設長に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

6 略

第四十一条 略

(準用)

第四十二条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の三までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二号中「第七条から第九条まで及び第十二条から第三十一条の三まで」とあるのは「第三十四条及び第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第八条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二及び第二十六条から第

### 第三章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

第三十二条から第三十九条まで 略

(勤務体制の確保等)

第四十条 略

2から4まで 略

5 略

5 略

第四十一条 略

(準用)

第四十二条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二号中「第七条から第九条まで及び第十二条から第三十一条の二まで」とあるのは「第三十四条及び第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第八条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二及び第二十六条から第



三十一条の三まで」と読み替えるものとする。

第四章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

第四十三条及び第四十四条 略

(職員の配置の基準)

第四十五条 略

2 から9まで 略

10 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等

が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

11 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準

第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準 第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準

第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により

三十一条の二まで」と読み替えるものとする。

第四章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

第四十三条及び第四十四条 略

(職員の配置の基準)

第四十五条 略

2 から9まで 略

10 地域密着型特別養護老人ホームに岐阜県指定居宅サービス等の事業の人

員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第百三十六条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十八号）第百二十四条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

11 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年

厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により

当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 から 14 まで 略

第四十六条 略

(準用)

第四十七条 第二条から第九条まで、第十二条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十一条の三までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第四十七条において準用する第十五条第五項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十七条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十七条において準用する第三十一条第三項」と、第十六条第七項中「常勤の介護職員」とあるのは「介護職員」と、第二十三条第二号中「第七条から第九条まで及び第十二条から第三十一条の三まで」とあるのは「第四十六条並びに第四十七条において準用する第七条から第九条まで、第十二条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十一条の三まで」と読み替えるものとする。

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

第四十八条及び第四十九条 略

(準用)

第五十条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十八条、第二十号から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第三十一条の三まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条から第四十一条まで及び第四十六条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第五十条において準用する第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第

当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 から 14 まで 略

第四十六条 略

(準用)

第四十七条 第二条から第九条まで、第十二条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十一条の二の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第四十七条において準用する第十五条第五項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十七条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十七条において準用する第三十一条第三項」と、第十六条第七項中「常勤の介護職員」とあるのは「介護職員」と、第二十三条第二号中「第七条から第九条まで及び第十二条から第三十一条の二まで」とあるのは「第四十六条並びに第四十七条において準用する第七条から第九条まで、第十二条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十一条の二」と読み替えるものとする。

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

第四十八条及び第四十九条 略

(準用)

第五十条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十八条、第二十号から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十一条の二、第三十三条、第三十四条、第三十六条から第四十一条まで及び第四十六条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第五十条において準用する第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第

二号中「第七条から第九条まで及び第十二条から第三十一条の三まで」とあるのは「第五十条において準用する第八条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第三十一条の三まで、第三十四条、第三十六から第四十一条まで及び第四十六条」と、第三十七条第八項中「常勤の介護職員」とあるのは「介護職員」と読み替えるものとする。

第六章 略

附 則 略

二号中「第七条から第九条まで及び第十二条から第三十一条の二まで」とあるのは「第五十条において準用する第八条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十一条の二、第三十四条、第三十六から第四十一条まで及び第四十六条」と、第三十七条第八項中「常勤の介護職員」とあるのは「介護職員」と読み替えるものとする。

第六章 略

附 則 略

(新)

目次 略

第二章 略

第二章 訪問介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第五条及び第六条 略

(管理者)

第七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第八条から第二十二条まで 略

(指定訪問介護の取扱方針)

第二十三条 略

2 略

3 訪問介護員等の行う指定訪問介護は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 及び二 略

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身

(旧)

目次 略

第二章 略

第二章 訪問介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第五条及び第六条 略

(管理者)

第七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第八条から第二十二条まで 略

(指定訪問介護の取扱方針)

第二十三条 略

2 略

3 訪問介護員等の行う指定訪問介護は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 及び二 略

の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

五及び六 略  
4 略

第二十四条から第二十八条まで 略

(運営規程)

第二十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一から七まで 略

八 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

九及び十 略

第三十条から第三十一条まで 略

(掲示等)

第三十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十三条から第三十九条まで 略

(記録の整備)

第四十条 略

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第二号の記録にあつては、具体的

三及び四 略  
4 略

第二十四条から第二十八条まで 略

(運営規程)

第二十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一から七まで 略

八及び九 略

第三十条から第三十一条まで 略

(掲示等)

第三十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、第一項の重要事項について、指定訪問介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

第三十三条から第三十九条まで 略

(記録の整備)

第四十条 略

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第二号の記録にあつては、具体的

なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日) から五年間保存しなければならない。

一及び二 略

三 第二十三条第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四から六まで 略

第二節 略

第三節 基準該当居宅サービスに関する基準

第四十一条 略

(管理者)

第四十二条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第四十二条から第四十五条まで 略

第三章 訪問入浴介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第四十六条から第四十九条まで 略

(指定訪問入浴介護の取扱方針)

第五十条 略

2 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護は、次に掲げるところにより提供されるものとする。

一及び二 略

なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日) から五年間保存しなければならない。

一及び二 略

三から五まで 略

第二節 略

第三節 基準該当居宅サービスに関する基準

第四十一条 略

(管理者)

第四十二条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第四十二条から第四十五条まで 略

第三章 訪問入浴介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第四十六条から第四十九条まで 略

(指定訪問入浴介護の取扱方針)

第五十条 略

2 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護は、次に掲げるところにより提供されるものとする。

一及び二 略

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

五 から七まで 略

3 略

第五十一条から第五十三条の二まで 略

(記録の整備)

第五十四条 略

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日(第一号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日)から五年間保存しなければならない。

一 略

一 第五十条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 から五まで 略

第五十五条 略

第二節 略

第四章 訪問看護

第五十九条から第七十条まで 略

(運営規程)

第七十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 略

三 から五まで 略

3 略

第五十一条から第五十三条の二まで 略

(記録の整備)

第五十四条 略

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日(第一号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日)から五年間保存しなければならない。

一 略

二 から四まで 略

第五十五条 略

第二節 略

第四章 訪問看護

第五十九条から第七十条まで 略

(運営規程)

第七十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 略

二 第二十九条各号（第四号及び第八号を除く。）に掲げる事項

第七十二条及び第七十三条 略

## 第五章 訪問リハビリテーション

第七十四条から第七十九条まで 略

### （運営規程）

第八十条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 略

二 第二十九条各号（第四号、第六号及び第八号を除く。）に掲げる事項

第八十一条及び第八十二条 略

## 第六章 居宅療養管理指導

第八十三条から第八十七条まで 略

### （運営規程）

第八十八条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 略

二 第二十九条各号（第四号、第六号及び第八号を除く。）に掲げる事項

第八十九条及び第九十条 略

## 第七章 通所介護

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

二 第二十九条各号（第四号 ー を除く。）に掲げる事項

第七十二条及び第七十三条 略

## 第五章 訪問リハビリテーション

第七十四条から第七十九条まで 略

### （運営規程）

第八十条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 略

二 第二十九条各号（第四号及び第六号 ー を除く。）に掲げる事項

第八十一条及び第八十二条 略

## 第六章 居宅療養管理指導

第八十三条から第八十七条まで 略

### （運営規程）

第八十八条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 略

二 第二十九条各号（第四号及び第六号 ー を除く。）に掲げる事項

第八十九条及び第九十条 略

## 第七章 通所介護

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準



第九十一条から第九十四条まで 略

(指定通所介護の取扱方針)

第九十五条 略

2 指定通所介護は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 及び二 略

~~三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。~~

~~四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。~~

~~五 及び六 略~~

3 略

第九十六条から第一百一条の三まで 略

(記録の整備)

第一百二条 略

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日(第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日)から五年間保存しなければならない。

一 及び二 略

~~三 第九十五条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録~~

~~四から六まで 略~~

第一百三条 略

第二節 共生型住宅サービスに関する基準

第一百四条 略

第九十一条から第九十四条まで 略

(指定通所介護の取扱方針)

第九十五条 略

2 指定通所介護は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 及び二 略

~~三 及び四 略~~

3 略

第九十六条から第一百一条の三まで 略

(記録の整備)

第一百二条 略

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日(第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日)から五年間保存しなければならない。

一 及び二 略

~~三から五まで 略~~

第一百三条 略

第二節 共生型住宅サービスに関する基準

第一百四条 略

(準用)

第百五条 第七条、第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十六條、第二十七條、第三十条の二、第三十二條から第三十四條まで、第三十五條、第三十六條、第三十八條の二、第三十九條、第五十二條、第九十一條、第九十三條第四項及び第九十四條から第一百二條までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第二十九條に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第九十七條に規定する運営規程をいう。第三十二條第一項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十七條、第三十条の二第二項、第三十二條第一項並びに第三十八條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第九十三條第四項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第九十六條第三項、第九十八條第三項及び第四項並びに第一百一條第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第一百二條第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六條」とあるのは「第二十六條」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六條第二項」とあるのは「第三十六條第二項」と読み替えるものとする。

第百六條から第百二十一條まで 略

### 第三節 略

## 第八章 通所リハビリテーション

第百二十五條から第百三十條まで 略

(運営規程)

第百三十一條 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーシ

(準用)

第百五条 第七条、第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十六條、第二十七條、第三十条の二、第三十二條から第三十四條まで、第三十五條、第三十六條、第三十八條の二、第三十九條、第五十二條、第九十一條、第九十三條第四項及び第九十四條から第一百二條までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第二十九條に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第九十七條に規定する運営規程をいう。第三十二條第一項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十七條、第三十条の二第二項、第三十二條第一項並びに第三十八條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第九十三條第四項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第九十六條第三項、第九十八條第三項及び第四項並びに第一百一條第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第一百二條第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十六條」とあるのは「第二十六條」と、同項第四号中「次条において準用する第三十六條第二項」とあるのは「第三十六條第二項」と読み替えるものとする。

第百六條から第百二十一條まで 略

### 第三節 略

## 第八章 通所リハビリテーション

第百二十五條から第百三十條まで 略

(運営規程)

第百三十一條 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーシ

ヨン事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一から四まで 略

五 第二十九条各号（第四号、第六号及び第八号を除く。）に掲げる事項

第百三十二条から第百三十四条まで 略

## 第九章 短期入所生活介護

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第百三十五条から第百四十一条まで 略

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第百四十二条 略

2 及び 3 略

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

を行ってはならない。

5 略

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 略

ヨン事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一から四まで 略

五 第二十九条各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項

第百三十二条から第百三十四条まで 略

## 第九章 短期入所生活介護

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第百三十五条から第百四十一条まで 略

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第百四十二条 略

2 及び 3 略

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）

を行ってはならない。

5 略

6

略

第百四十三条から第百五十条まで 略

(運営規程)

第百五十一条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一から五まで 略

六 略

第百五十二条及び第百五十三条 略

~~(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)~~

~~第百五十三条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。~~

第百五十四条及び第百五十五条 略

第二節 ユニット型指定短期入所生活介護に関する基準

第百五十六条から第百五十九条まで 略

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第百六十条 略

2から7まで 略

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第百四十三条から第百五十条まで 略

(運営規程)

第百五十一条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一から五まで 略

六 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

七 略

第百五十二条及び第百五十三条 略

第百五十四条及び第百五十五条 略

第二節 ユニット型指定短期入所生活介護に関する基準

第百五十六条から第百五十九条まで 略

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第百六十条 略

2から7まで 略

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9| 略

第六十一条から第六十四条まで 略

(勤務体制の確保等)

第六十五条 略

2から4まで 略

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

6| 略

第六十六条及び第六十七条 略

第三節及び第四節 略

第十章 短期入所療養介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第七十四条 略

(従業者の員数)

第七十五条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げ

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

8| 略

第六十一条から第六十四条まで 略

(勤務体制の確保等)

第六十五条 略

2から4まで 略

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

5| 略

第六十六条及び第六十七条 略

第三節及び第四節 略

第十章 短期入所療養介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第七十四条 略

(従業者の員数)

第七十五条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げ

る指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 略

二 療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所であるものの医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

三 診療所（前号に該当するものを除く。）であるもの 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者 の数が三又はその端数を増すごとに一以上、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上

四 略

2 略

（設備）

第一百七十六条 指定短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 略

る指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 略

二 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）であるもの 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士は、それぞれ利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

三 療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）であるものの医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）であるもの 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上

五 略

2 略

（設備）

第一百七十六条 指定短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 略

二 指定介護療養型医療施設であるもの 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養

二 療養病床を有する病院又は診療所

であるもの 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

三及び四 略

2 前項第三号の病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とする。

3 略

(対象者)

第百七十七条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室

において指定短期

入所療養介護を提供するものとする。

第百七十八条 略

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第百七十九条 略

2 から5まで 略

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

型医療施設（岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十一号）第四十二条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）であるもの 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

四及び五 略

2 前項第四号の病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とする。

3 略

(対象者)

第百七十七条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又

は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の政令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

第百七十八条 略

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第百七十九条 略

2 から5まで 略

- 7| 略
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第百八十条から第百八十五条まで 略

(運営規程)

第百八十六条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 から四まで 略

五| 略

(定員の遵守)

第百八十七条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 略

- 二 療養病床を有する病院又は診療所であるもの療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数
- 三及び四 略

第百八十八条 略

6| 略

第百八十条から第百八十五条まで 略

(運営規程)

第百八十六条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 から四まで 略

五 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

六| 略

(定員の遵守)

第百八十七条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 略

- 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるもの療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数
- 三及び四 略

第百八十八条 略



(準用)

第百八十九条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十六條、第三十条の二、第三十二條、第三十三條、第三十五條から第三十九條まで（第三十七條第二項を除く。）、第五十二條、第九十八條、第百條、第百三十二條、第百三十九條、第百四十條第二項、第百五十三條及び第百五十三條の二の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十二條第一項並びに第三十八條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第九十八條第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百三十二條第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百三十九條第一項中「第百五十一條」とあるのは「第百八十六條」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

## 第二節 ユニット型指定短期入所療養介護に関する基準

第百九十条及び第百九十一条 略

(設備)

第百九十二条 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）には、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を設けなければならない。

(準用)

第百八十九条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十六條、第三十条の二、第三十二條、第三十三條、第三十五條から第三十九條まで（第三十七條第二項を除く。）、第五十二條、第九十八條、第百條、第百三十二條、第百三十九條、第百四十條第二項及び第百五十三條の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十二條第一項並びに第三十八條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第九十八條第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百三十二條第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百三十九條第一項中「第百五十一條」とあるのは「第百八十六條」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

## 第二節 ユニット型指定短期入所療養介護に関する基準

第百九十条及び第百九十一条 略

(設備)

第百九十二条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）には、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所生活介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設又は設備を設けなければならない。

- 一 介護老人保健施設であるもの 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）
- 二 指定介護療養型医療施設であるもの 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）
- 三 療養病床を有する病院であるもの 平成十八年旧介護保険法に規定する指

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 ユニット

二 浴室

三 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 ユニット

二 浴室

三 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を設けなければならない。

5 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所又は療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次に掲げるところによる。

一 ユニット

イ 病室

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とする

定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）

四 療養病床を有する診療所であるもの 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）

五 介護医療院であるもの 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）

- こと。
- (4) フザー又はこれに代わる設備を設けること。
- ロ 共同生活室
- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。
- ハ 洗面設備
- (1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適當敷設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- ニ 便所
- (1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適當敷設けること。
- (2) フザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- 一 廊下 幅は、一・八メートル（中廊下にあつては、二・七メートル）以上とすること。
- 三 機能訓練室
- イ 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に設ける機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
- ロ 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に設ける機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- 四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 6 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 7 第五項第一号ロに掲げる共同生活室は、岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十号）第六条第三号又は第八条に規定する食堂とみなす。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所

2| ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所

療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第八十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第八十一条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第八十三条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十三條 略

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第九十四條 略

2 から 7 まで 略

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 | 略

第九十五條から第九十八條まで 略

（勤務体制の確保等）

第九十九條 略

2 から 4 まで 略

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、管理者に、ユニット型施設の管理に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第八十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第八十一条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第八十三条第一項に規定する設備

に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十三條 略

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第九十四條 略

2 から 7 まで 略

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

8 | 略

第九十五條から第九十八條まで 略

（勤務体制の確保等）

第九十九條 略

2 から 4 まで 略

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、管理者に、ユニット型施設の管理に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

(定員の遵守)

第二百条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 略

二 略

第二百一条 略

第十一章 特定施設入居者生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第二百二条 略

(従業者の員数)

第二百三条 略

2 から 8 まで 略

9 次に掲げる要件の全てを満たす場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

(定員の遵守)

第二百条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 略

二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるもの利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

三 略

第二百一条 略

第十一章 特定施設入居者生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第二百二条 略

(従業者の員数)

第二百三条 略

2 から 8 まで 略

一 第二百二十一条において準用する第百五十三条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 特定施設従業者に対する研修

一 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第二百四条から第二百十二条まで 略

（口腔衛生の管理）

第二百十二条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百十三条から第二百十五条まで 略

（運営規程）

第二百十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

一から六まで 略

第二百四条から第二百十二条まで 略

第二百十三条から第二百十五条まで 略

（運営規程）

第二百十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

一から六まで 略

七 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

七 略

第二百十七条 略

(協力医療機関等)

第二百十八条 略

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

7 略

第二百十九条及び第二百二十条 略

八 略

第二百十七条 略

(協力医療機関等)

第二百十八条 略

2

2 略

第二百十九条及び第二百二十条 略

(準用)

第二百二十一条 第十二条、第十三条、第二十二條、第二十六條、第三十条の二、第三十二條から第三十四條まで、第三十五條、第三十六條、第三十八條から第三十九條まで、第四十二條、第五十一條、第五十二條、第百條、第百一条、第百四十六條及び第百五十三條の二の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十一条第一項並びに第三十八條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十一條中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第百一条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

## 第二節 略

### 第十二章 福祉用具貸与

#### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第二百三十二條から第二百三十五條まで 略

(指定福祉用具貸与の取扱方針)

第二百三十六條 略

2 略

3 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与は、次に掲げるところにより提供するものとする。

1 略

1 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する指定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の

(準用)

第二百二十一条 第十二条、第十三条、第二十二條、第二十六條、第三十条の二、第三十二條から第三十四條まで、第三十五條、第三十六條、第三十八條から第三十九條まで、第四十二條、第五十一條、第五十二條、第百條、第百一条及び第百四十六條の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十一条第一項並びに第三十八條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十一條中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第百一条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

## 第二節 略

### 第十二章 福祉用具貸与

#### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第二百三十二條から第二百三十五條まで 略

(指定福祉用具貸与の取扱方針)

第二百三十六條 略

2 略

3 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与は、次に掲げるところにより提供するものとする。

1 略



意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

三から五まで 略

六 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

七 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

八及び九 略

4 略

(福祉用具貸与計画の作成等)

第二百三十七条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に、利用者の希望、心身の状態及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成させなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百五十四条第一項の特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成させなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に、次に掲げるところにより、福祉用具貸与計画を作成させなければならない。

一から三まで 略

四 福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うこと。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

五 モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居室サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告すること。

六 モニタリングの結果を踏まえ

一、必要に応じて福祉用具貸与計画の変更を行うこと。

3 前項第一号から第三号までの規定は、同項第六号の福祉用具貸与計画の変更について準用する。

第二百三十八条から第二百四十一条まで 略

二から四まで 略

五及び六 略

4 略

(福祉用具貸与計画の作成等)

第二百三十七条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に、利用者の希望、心身の状態及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容

等を記載した福祉用具貸与計画を作成させなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百五十四条第一項の特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に、次に掲げるところにより、福祉用具貸与計画を作成させなければならない。

一から三まで 略

四 福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うこと。

3 前項第一号から第三号までの規定は、同項第四号の福祉用具貸与計画の変更について準用する。

第二百三十八条から第二百四十一条まで 略

( 掲 示 等 )

第二百四十二条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 略

( 記 録 の 整 備 )

第二百四十三条 略

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日(第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日)から五年間保存しなければならない。

一 及び二 略

三 第二百三十六条第三項第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 から七まで 略

第二百四十四条 略

第二節 略

### 第十三章 特定福祉用具販売

第二百四十七条から第二百五十二条まで 略

( 指 定 特 定 福 祉 用 具 販 売 の 取 扱 方 針 )

第二百五十三条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売は、次に掲げ

( 掲 示 等 )

第二百四十二条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定福祉用具貸与事業者は、第一項の重要事項について、指定福祉用具貸与事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

4 略

( 記 録 の 整 備 )

第二百四十三条 略

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日(第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日)から五年間保存しなければならない。

一 及び二 略

三 から六まで 略

第二百四十四条 略

第二節 略

### 第十三章 特定福祉用具販売

第二百四十七条から第二百五十二条まで 略

( 指 定 特 定 福 祉 用 具 販 売 の 取 扱 方 針 )

第二百五十三条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売は、次に掲げ

るところにより提供するものとする。

一 略

二 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

三及び四 略

五 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

六 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

七 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

八 略

(特定福祉用具販売計画の作成等)

第二百五十四条 指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成させなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第二百三十七条第一項の福祉用具貸与計画と一体のものとして作成させなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員に、次に掲げるところにより、特定福祉用具販売計画を作成させなければならない。

るところにより提供するものとする。

一 略

二及び三 略

四 略

(特定福祉用具販売計画の作成)

第二百五十四条 指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成させなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第二百三十七条第一項の福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

一 既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。

二 その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

三 特定福祉用具販売計画を作成した場合には、当該指定特定福祉用具販売計画を利用者に交付すること。

- 一 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。
  - 二 その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
  - 三 特定福祉用具販売計画を作成した場合には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付すること。
- 3 指定特定福祉用具販売事業者は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員に、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行わせるものとする。

(記録の整備)

第二百五十五条 略

- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日(第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日)から五年間保存しなければならない。
- 一 及び二 略
  - 三 第二百五十三条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - 四 から六まで 略

第二百五十六条 略

第十四章 略

附 則

- 1 及び 2 略
- 3 指定短期入所療養介護事業所であつて、岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第六十号)附則第九項及び第十項の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する設備を設けなければならない。

(記録の整備)

第二百五十五条 略

- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日(第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日)から五年間保存しなければならない。
- 一 及び二 略
  - 三 から五まで 略

第二百五十六条 略

第十四章 略

附 則

- 1 及び 2 略
- 3 指定短期入所療養介護事業所であつて、岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第六十号)附則第九項及び第十項の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する設備を設けなければならない。

4 一及び二 略  
から14まで 略

---

4 一及び二 略  
から14まで 略

(新)

目次 略

第一章から第三章まで 略

第四章 訪問看護

第五十九条及び第六十条 略

(管理者)

第六十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

第六十二条から第六十五条まで 略

(指定訪問看護の取扱方針)

第六十六条 略

2 看護師等の行う指定訪問看護は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一及び二 略

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

五から七まで 略

3 略

(旧)

目次 略

第一章から第三章まで 略

第四章 訪問看護

第五十九条及び第六十条 略

(管理者)

第六十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

第六十二条から第六十五条まで 略

(指定訪問看護の取扱方針)

第六十六条 略

2 看護師等の行う指定訪問看護は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一及び二 略

三から五まで 略

3 略

第六十七条から第七十条まで 略

(運営規程)

第七十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 略

二 第二十九条各号（第四号を除外。）に掲げる事項

(記録の整備)

第七十二条 略

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第四号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一から四まで 略

五 第六十六条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

六から八まで 略

第七十三条 略

第五章 訪問リハビリテーション

第七十四条 略

(従業者の員数)

第七十五条 略

2 略

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並び

第六十七条から第七十条まで 略

(運営規程)

第七十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 略

二 第二十九条各号（第四号及び第八号を除外。）に掲げる事項

(記録の整備)

第七十二条 略

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第四号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一から四まで 略

五から七まで 略

第七十三条 略

第五章 訪問リハビリテーション

第七十四条 略

(従業者の員数)

第七十五条 略

2 略

に運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第二条（医師の員数に係る部分に限る。）及び岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準」という。）第四条（医師の員数に係る部分に限る。）及び岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年岐阜県条例第二十三号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4) 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第七十七条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第七十六条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第七十七条第二項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七十六条及び第七十七条 略

（指定訪問リハビリテーションの取扱方針）

第七十八条 略

2 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行う指定訪問リハビリテーションは、次に掲げるところにより提供するものとする。

一及び二 略

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

五及び六 略

3) 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第七十七条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第七十六条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第七十七条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七十六条及び第七十七条 略

（指定訪問リハビリテーションの取扱方針）

第七十八条 略

2 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行う指定訪問リハビリテーションは、次に掲げるところにより提供するものとする。

一及び二 略

三及び四 略



3 及び 4 略

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第七十九条 略

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に、次に掲げるところにより、訪問リハビリテーション計画を作成させなければならない。

一 及び二 略

三 リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

四 略

3 略

(運営規程)

第八十条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 略

二 第二十九条各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項

(記録の整備)

第八十一条 略

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第一号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一 及び二 略

三 第七十八条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四から六まで 略

3 及び 4 略

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第七十九条 略

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士に、次に掲げるところにより、訪問リハビリテーション計画を作成させなければならない。

一 及び二 略

三 リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

四 略

3 略

(運営規程)

第八十条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 略

二 第二十九条各号（第四号、第六号及び第八号を除く。）に掲げる事項

(記録の整備)

第八十一条 略

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一 及び二 略

三 第七十八条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四から六まで 略

第八十二条 略

第六章 居宅療養管理指導

第八十三条から第八十六条まで 略

(指定居宅療養管理指導の取扱方針)

第八十七条 略

2 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 から三まで 略

~~四 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。~~

~~五 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。~~

~~六 から九まで 略~~

3 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 及び二 略

~~三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。~~

~~四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。~~

~~五 から九まで 略~~

4 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 及び二 略

~~三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。~~

~~四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。~~

~~五 及び六 略~~

5 略

第八十二条 略

第六章 居宅療養管理指導

第八十三条から第八十六条まで 略

(指定居宅療養管理指導の取扱方針)

第八十七条 略

2 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 から三まで 略

四 から七まで 略

3 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 及び二 略

三 から七まで 略

4 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 及び二 略

三 及び四 略

5 略

(運営規程)

第八十八条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 略

二 第二十九条各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項

(記録の整備)

第八十九条 略

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第一号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一 略

二 第八十七条第二項第五号、第三項第四号及び第四項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 から五まで 略

第九十条 略

第七章 略

第八章 通所リハビリテーション

第二百二十五条 略

(従業者の員数)

第二百二十六条 略

2 及び 3 略

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介

(運営規程)

第八十八条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 略

二 第二十九条各号（第四号、第六号及び第八号を除く。）に掲げる事項

(記録の整備)

第八十九条 略

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第一号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一 略

二 から四まで 略

第九十条 略

第七章 略

第八章 通所リハビリテーション

第二百二十五条 略

(従業者の員数)

第二百二十六条 略

2 及び 3 略

護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第二条（医師の員数に係る部分に限る。）及び介護老人保健施設基準条例第四条に規定する人員に関する基準又は介護医療院基準第四条（医師の員数に係る部分に限る。）及び介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5] 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百十二条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二百二十七条 略

（指定通所リハビリテーションの取扱方針）

第二百二十八条 略

2 指定通所リハビリテーションは、次に掲げるところにより提供するものとする。

一及び二 略

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

五 略

3及び4 略

（通所リハビリテーション計画の作成等）

第二百二十九条 略

2 指定通所リハビリテーション事業者は、医師等の従業者に、次に掲げるところにより、通所リハビリテーション計画を作成させなければならない。

一及び二 略

三 リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハ

4] 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百十二条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二百二十七条 略

（指定通所リハビリテーションの取扱方針）

第二百二十八条 略

2 指定通所リハビリテーションは、次に掲げるところにより提供するものとする。

一及び二 略

三 略

3及び4 略

（通所リハビリテーション計画の作成等）

第二百二十九条 略

2 指定通所リハビリテーション事業者は、医師等の従業者に、次に掲げるところにより、通所リハビリテーション計画を作成させなければならない。

一及び二 略

ハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

四 略  
3 及び 4 略

第三百三十条 略

(運営規程)

第三百三十一条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一から四まで 略

五 第二十九条各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項

第三百三十二条 略

(記録の整備)

第三百三十三条 略

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一及び二 略

三 第二百二十八条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四から六まで 略

第三百三十四条 略

第九章 略

第十章 短期入所療養介護

三 略

3 及び 4 略

第三百三十条 略

(運営規程)

第三百三十一条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一から四まで 略

五 第二十九条各号（第四号、第六号及び第八号を除く。）に掲げる事項

第三百三十二条 略

(記録の整備)

第三百三十三条 略

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一及び二 略

三 第二百二十八条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三から五まで 略

第三百三十四条 略

第九章 略

第十章 短期入所療養介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第七十四條及び第七十五條 略

(設備)

第七十六條 指定短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設であるもの 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設基準

第四十三條に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)

二及び三 略

四 介護医療院であるもの 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院基準

第四十三條に規定するユニット型介護医療院をいう。第九十二條及び第二百條において同じ。))に関するものを除く。)

2及び3 略

第七十七條から第八十九條まで 略

第二節 略

第十一章から第十四章まで 略

附則 略

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第七十四條及び第七十五條 略

(設備)

第七十六條 指定短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設であるもの 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十号)第四十三條に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)

二及び三 略

四 介護医療院であるもの 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)第四十三條に規定するユニット型介護医療院をいう。第九十二條及び第二百條において同じ。))に関するものを除く。)

2及び3 略

第七十七條から第八十九條まで 略

第二節 略

第十一章から第十四章まで 略

附則 略

(新)

目次 略

第二章及び第三章 略

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第四十八条及び第四十九条 略

(管理者)

第四十九条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は  
— 別の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第五十条から第五十三条まで 略

(運営規程)

第五十四条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一から八まで 略

九 緊急やむを得ない場合に身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為  
(以下「身体的拘束等」という。)を行う際の手続

十及び十一 略

第五十四条の二から第五十四条の三まで 略

(旧)

目次 略

第一章及び第二章 略

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第四十八条及び第四十九条 略

(管理者)

第四十九条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第五十条から第五十三条まで 略

(運営規程)

第五十四条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一から八まで 略

九及び十 略

第五十四条の二から第五十四条の三まで 略

(掲示等)

第五十四条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第五十四条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第五十四条の五から第五十四条の十一まで 略

(記録の整備)

第五十五条 略

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第一号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一 略

二 第五十七条第四項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三から五まで 略

第五十六条 略

### 第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問入浴介護の取扱方針)

第五十七条 略

2 及び 3 略

4 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護は、次に掲げ

(掲示等)

第五十四条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第五十四条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第一項の重要事項について、指定介護予防訪問入浴介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

第五十四条の五から第五十四条の十一まで 略

(記録の整備)

第五十五条 略

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第一号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一 略

二から四まで 略

第五十六条 略

### 第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問入浴介護の取扱方針)

第五十七条 略

2 及び 3 略

4 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護は、次に掲げ



るところにより提供するものとする。

一及び二 略

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

五から七まで 略

5 略

### 第三節 基準該当介護予防サービスに関する基準

第五十八条 略

(管理者)

第五十八条の二 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第五十九条及び第六十条 略

## 第四章 介護予防訪問看護

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第六十一条から第六十九条まで 略

(運営規程)

第七十条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 略

二 第五十四条各号（第四号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項

るところにより提供するものとする。

一及び二 略

三から五まで 略

5 略

### 第三節 基準該当介護予防サービスに関する基準

第五十八条 略

(管理者)

第五十八条の二 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第五十九条及び第六十条 略

## 第四章 介護予防訪問看護

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第六十一条から第六十九条まで 略

(運営規程)

第七十条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 略

二 第五十四条各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項

第七十条の二から第七十二条まで 略

## 第二節 略

### 第五章 介護予防訪問リハビリテーション

#### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第七十六条から第七十九条まで 略

##### (運営規程)

第八十条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 略
- 二 第五十四条各号（第四号、第六号、~~第七号及び第九号~~を除く。）に掲げる事項

第八十一条及び第八十二条 略

#### 第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

##### (指定介護予防訪問リハビリテーションの取扱方針)

第八十三条 略

2 から4まで 略

5 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行う指定介護予防訪問リハビリテーションは、次に掲げるところにより提供するものとする。

- 一 主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準 第二条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成

第七十条の二から第七十二条まで 略

## 第二節 略

### 第五章 介護予防訪問リハビリテーション

#### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第七十六条から第七十九条まで 略

##### (運営規程)

第八十条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 略
- 二 第五十四条各号（第四号、第六号及び~~第七号~~を除く。）に掲げる事項

第八十一条及び第八十二条 略

#### 第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

##### (指定介護予防訪問リハビリテーションの取扱方針)

第八十三条 略

2 から4まで 略

5 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行う指定介護予防訪問リハビリテーションは、次に掲げるところにより提供するものとする。

- 一 主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準 第二条に規定する担当職員 、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成

される会議をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。この場合において、当該リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

二から四まで 略

6 略

第八十四条 略

## 第六章 介護予防居宅療養管理指導

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第八十五条から第八十八条まで 略

(運営規程)

第八十九条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 略

二 第五十四条各号(第四号、第六号、第七号及び第九号を除く。)に掲げる事項

第九十条及び第九十一条 略

第二節 略

第七章 略

## 第八章 介護予防通所リハビリテーション

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

される会議をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。この場合において、当該リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

二から四まで 略

6 略

第八十四条 略

## 第六章 介護予防居宅療養管理指導

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第八十五条から第八十八条まで 略

(運営規程)

第八十九条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 略

二 第五十四条各号(第四号、第六号及び第七号を除く。)に掲げる事項

第九十条及び第九十一条 略

第二節 略

第七章 略

## 第八章 介護予防通所リハビリテーション

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第百十一条から第百十四条まで 略

(運営規程)

第百十五条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 から三まで 略

四 第五十四条各号(第四号、第七号及び第九号を除く。)に掲げる事項

第百十五条の二から第百十八条まで 略

第二節 略

第九章 介護予防短期入所生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第百二十三条から第百二十九条まで 略

(身体的拘束等の禁止)

第百三十条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

を行ってはならない。

2 略

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定

第百十一条から第百十四条まで 略

(運営規程)

第百十五条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 から三まで 略

四 第五十四条各号(第四号及び第七号を除く。)に掲げる事項

第百十五条の二から第百十八条まで 略

第二節 略

第九章 介護予防短期入所生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第百二十三条から第百二十九条まで 略

(身体的拘束等の禁止)

第百三十条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 略

期的に実施すること。

第百三十一条 略

(運営規程)

第百三十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一から四まで 略

五 略

(定員の遵守)

第百三十三条 略

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二十一条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときにあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百三十三条の二及び第百三十四条 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第百三十四条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第百三十一条 略

(運営規程)

第百三十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一から四まで 略

五 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

六 略

(定員の遵守)

第百三十三条 略

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二十一条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときにあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百三十三条の二及び第百三十四条 略

第百三十五条及び第百三十六条 略

第二節 略

第三節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に関する基準

第一款 略

第二款 設備及び運営に関する基準

第百四十六条から第百四十九条まで 略

(勤務体制の確保等)

第百五十条 略

2から4まで 略

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

6| 略

第百五十一条及び第百五十二条 略

第三款 略

第四節及び第五節 略

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第百六十四条 略

(従業者の員数)

第百六十五条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指

第百三十五条及び第百三十六条 略

第二節 略

第三節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に関する基準

第一款 略

第二款 設備及び運営に関する基準

第百四十六条から第百四十九条まで 略

(勤務体制の確保等)

第百五十条 略

2から4まで 略

5| 略

第百五十一条及び第百五十二条 略

第三款 略

第四節及び第五節 略

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第百六十四条 略

(従業者の員数)

第百六十五条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指

定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 略

二 療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所であるもの  
医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

三 診療所(前号に該当するものを除く。)であるもの 当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者 の数が三又はその端数を増すごとに一以上かつ夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一以上

四 略

2 略

(設備及び備品等)

第百六十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる設備を設けなければならない。

一 略

定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 略

二 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法(以下「平成十八年旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)であるもの 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

三 療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)であるもの  
医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

四 診療所(前二号に該当するものを除く。)であるもの 当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上かつ夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一以上

五 略

2 略

(設備及び備品等)

第百六十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる設備を設けなければならない。

一 略

二 指定介護療養型医療施設であるもの 平成十八年旧介護保険法に規定する

二 療養病床を有する病院又は診療所

であるもの 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

三及び四 略

2 前項第三号の病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とするものとする。

3 略

(対象者)

第百六十七条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室

において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

第百六十八条 略

(身体的拘束等の禁止)

第百六十九条 略

2 略

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開

指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十一号)第四十二条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)

三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)であるもの 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

四及び五 略

2 前項第四号の病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とするものとする。

3 略

(対象者)

第百六十七条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十三年政令第三百七十五号)第一条の規定による改正前の政令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

第百六十八条 略

(身体的拘束等の禁止)

第百六十九条 略

2 略



催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 二 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(運営規程)

第七十条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 から四まで 略

五 略

(定員の遵守)

第七十一条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 略
- 二 療養病床を有する病院又は診療所であるもの療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数
- 三及び四 略

第七十二条 略

(準用)

第七十三条 第五十条の三から第五十条の七まで、第五十条の九、第五十条の十、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の二の二、第五十四条の四、第五十四条の五、第五十四条の七から第五十四条の十一まで（第五十四条の九第二項を除く。）、第百十五条の二、第百十

(運営規程)

第七十条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 から四まで 略

五 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

六 略

(定員の遵守)

第七十一条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 略
- 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるもの療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数
- 三及び四 略

第七十二条 略

(準用)

第七十三条 第五十条の三から第五十条の七まで、第五十条の九、第五十条の十、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の二の二、第五十四条の四、第五十四条の五、第五十四条の七から第五十四条の十一まで（第五十四条の九第二項を除く。）、第百十五条の二、第百十

五条の四、第一百十六條、第二百二十七條、第二百二十八條第二項、第三百三十四條及び第三百三十四條の二の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十四條の二の二第二項、第五十四條の四第一項並びに第五十四條の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十四條の四第一項中「第五十四條」とあるのは「第七十條」と、第一百五條の二第三項及び第四項並びに第一百十六條第二項第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百二十七條第一項中「第三百三十二條」とあるのは「第七十條」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

## 第二節 略

### 第三節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関する基準

#### 第一款 略

#### 第二款 設備及び運営に関する基準

#### 第八十二条 略

##### (設備)

第八十三条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）には、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を設けなければならない。

五条の四、第一百十六條、第二百二十七條、第二百二十八條第二項及び第三百三十四條の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十四條の二の二第二項、第五十四條の四第一項並びに第五十四條の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十四條の四第一項中「第五十四條」とあるのは「第七十條」と、第一百五條の二第三項及び第四項並びに第一百十六條第二項第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百二十七條第一項中「第三百三十二條」とあるのは「第七十條」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

## 第二節 略

### 第三節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関する基準

#### 第一款 略

#### 第二款 設備及び運営に関する基準

#### 第八十二条 略

##### (設備)

第八十三条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）には、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設であるもの 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）

二 指定介護療養型医療施設であるもの 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 ユニット
- 二 浴室
- 三 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 ユニット
- 二 浴室
- 三 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を設けなければならない。

5 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所又は療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次に掲げるところによる。

- 一 ユニット
- イ 病室

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
- (3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただ

型医療施設に関するものに限る。）

二 療養病床を有する病院であるもの 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）

四 療養病床を有する診療所であるもの 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）

五 介護医療院であるもの 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）

し、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

#### ロ 共同生活室

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

#### ハ 洗面設備

(1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適當敷設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

#### ニ 便所

(1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適當敷設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

一 廊下 幅は、一・八メートル（中廊下にあつては、二・七メートル）以上とすること。

#### 三 機能訓練室

イ 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に設ける機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

ロ 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に設ける機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

6 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

7 第五項第一号ロに掲げる共同生活室は、岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十号）第六條第三号又は第八條に規定する食堂とみなす。

8| ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百九十二条第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第百九十条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百九十二条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百八十四条及び第百八十五条 略

（勤務体制の確保等）

第百八十六条 略

2 から4まで 略

5| ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

6| 略

（定員の遵守）

第百八十七条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 略

2| ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百九十二条第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第百九十条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百九十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百八十四条及び第百八十五条 略

（勤務体制の確保等）

第百八十六条 略

2 から4まで 略

5| 略

（定員の遵守）

第百八十七条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 略

二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるもの 利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

二 略

第百八十八条 略

第三款 略

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第百九十四条 略

(従業者の員数)

第百九十五条 略

2 から 8 まで 略

9 次に掲げる要件の全てを満たす場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第百八十八条において準用する第百三十四条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 介護予防特定施設従業者に対する研修

一 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

三 略

第百八十八条 略

第三款 略

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第百九十四条 略

(従業者の員数)

第百九十五条 略

2 から 8 まで 略

第九十六から二百一条まで 略

(口腔衛生の管理)

二百一条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

二百二条 略

(運営規程)

二百三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一から六まで 略

七 略

二百四条 略

(協力医療機関等)

二百五条 略

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の

第九十六から二百一条まで 略

二百二条 略

(運営規程)

二百三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一から六まで 略

七 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

八 略

二百四条 略

(協力医療機関等)

二百五条 略

患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

7 略

第二百六条及び第二百七条 略

（準用）

第二百八条 第五十条の五、第五十条の六、第五十一条の二から第五十三条まで、第五十四条の二の二、第五十四条の四から第五十四条の八まで、第五十四条の十から第五十四条の十一まで、第五十八条の二、第百十五条の四、第百三十三条の二及び第百三十四条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十二条、第五十四条の二の二第二項、第五十四条の四第一項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第五十四条の四第一項中「第五十四条」とあるのは「第二百三条」と、第百三十三条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第二節 略

第三節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する基準

2 略

第二百六条及び第二百七条 略

（準用）

第二百八条 第五十条の五、第五十条の六、第五十一条の二から第五十三条まで、第五十四条の二の二、第五十四条の四から第五十四条の十一まで（第五十四条の九第二項を除く。）~~、第五十八~~、第五十八条の二、第百十五条の四及び第百三十三条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十二条、第五十四条の二の二第二項、第五十四条の十の二第一号及び第三号並びに第五十四条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、~~同項~~中「第五十四条」とあるのは「第二百三条」と、第百三十三条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第二節 略

第三節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する基準



第一款 略

第二款 人員、設備及び運営に関する基準

第二百七条から第二百二十三条まで 略

(準用)

第二百二十四条 第五十条の五、第五十条の六、第五十一条の二から第五十三条まで、第五十四条の二の二、第五十四条の四から第五十四条の八まで、第五十四条の十から第五十四条の十一まで、第五十八条の二、第一百十五条の四、第一百三十三条の二、第九十八条、第二百条、第二百一条、第二百二条及び第二百四条から第二百六条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十二条、第五十四条の二の二第二項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十四条の四第一項中「第五十四条」とあるのは「第二百二十一条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第五十四条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第一百三十三条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第二百条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百四条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第三款 略

第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第二百二十七条から第二百三十四条まで 略

(揭示等)

第一款 略

第二款 人員、設備及び運営に関する基準

第二百七条から第二百二十三条まで 略

(準用)

第二百二十四条 第五十条の五、第五十条の六、第五十一条の二から第五十三条まで、第五十四条の二の二、第五十四条の四から第五十四条の十一まで（第五十四条の九第二項を除く。）~~、第五十八~~、第五十八条の二、第一百十五条の四、第一百三十三条の二、第九十八条、第二百条から第二百二条まで~~及び第二百~~四条から第二百六条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十二条、第五十四条の二の二第二項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十四条の四第一項中「第五十四条」とあるのは「第二百二十一条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第五十四条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第一百三十三条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第二百条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百四条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第三款 略

第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第二百二十七条から第二百三十四条まで 略

(揭示等)

第二百三十五条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第二百三十一条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 略

（記録の整備）

第二百三十六條 略

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一及び二 略

三 第二百三十八条第四項第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四から七まで 略

第二百三十七條 略

第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防福祉用具貸与の取扱方針）

第二百三十八條 略

2 及び 3 略

4 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一から三まで 略

四 法第八条の二第十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第

第二百三十五条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第二百三十一条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、第一項の重要事項について、指定介護予防福祉用具貸与事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

4 略

（記録の整備）

第二百三十六條 略

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一及び二 略

三から六まで 略

第二百三十七條 略

第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防福祉用具貸与の取扱方針）

第二百三十八條 略

2 及び 3 略

4 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一から三まで 略

十一項に規定する特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

五から七まで 略

八 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

九 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

十 略

5 略

（介護予防福祉用具貸与計画の作成等）

第二百三十九条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に、前条第四項第一号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成させなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百五十一条第一項の指定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成させなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に、次に掲げるところにより、介護予防福祉用具貸与計画を作成させなければならない。

一から三まで 略

四 介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリング

を行うこと。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行

四から六まで 略

四から六まで 略

略

略

七 略

5 略

（介護予防福祉用具貸与計画の作成等）

第二百三十九条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に、前条第四項第一号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成させなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百五十一条第一項の指定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成させなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に、次に掲げるところにより、介護予防福祉用具貸与計画を作成させなければならない。

一から三まで 略

四 介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。

~~い、その継続の必要性について検討を行うものとする。~~

五及び六 略

3 略

第三節 略

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第二百四十二条から第二百四十七条まで 略

(記録の整備)

第二百四十八条 略

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日(第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日)から五年間保存しなければならない。

一及び二 略

~~三 第二百五十条第四項第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録~~

四から六まで 略

第二百四十九条 略

第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定特定介護予防福祉用具販売の取扱方針)

第二百五十条 略

2及び3 略

4 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一及び二 略

~~三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、~~

五及び六 略

3 略

第三節 略

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第二百四十二条から第二百四十七条まで 略

(記録の整備)

第二百四十八条 略

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日(第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日)から五年間保存しなければならない。

一及び二 略

三から五まで 略

第二百四十九条 略

第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定特定介護予防福祉用具販売の取扱方針)

第二百五十条 略

2及び3 略

4 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一及び二 略

利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

#### 四及び五 略

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

七 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

八 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

#### 九 略

### 5 略

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成等)

第二百五十一条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員に、前条第四項第一号に規定する利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成させなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成させなければならない。

### 2 略

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員に、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行わせるものとする。

## 第十四章 略

#### 三及び四 略

### 5 五 略

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成等)

第二百五十一条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員に、前条第四項第一号に規定する利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成させなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

### 2 略

## 第十四章 略

附 則

1 から 3 まで 略

4 指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例

附則第九項及び第十項の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する設備を設けなければならない。

一 及び二 略

5 から 14 まで 略

附 則

1 から 3 まで 略

4 指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十

号）附則第九項及び第十項の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する設備を設けなければならない。

一 及び二 略

5 から 14 まで 略



第七十一条 略

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第四号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一から四まで 略

~~五 第七十二条第五項第五号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録~~

六から八まで 略

第七十二条 略

第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問看護の取扱方針）

第七十三条 略

2から4まで 略

5 看護師等の行う指定介護予防訪問看護は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一から三まで 略

~~四 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。~~

~~五 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。~~

六及び七 略

6 略

第七十四条及び第七十五条 略

第五章 介護予防訪問リハビリテーション

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第七十六条 略

第七十一条 略

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第四号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一から四まで 略

五から七まで 略

第七十二条 略

第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問看護の取扱方針）

第七十三条 略

2から4まで 略

5 看護師等の行う指定介護予防訪問看護は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一から三まで 略

四及び五 略

6 略

第七十四条及び第七十五条 略

第五章 介護予防訪問リハビリテーション

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第七十六条 略



(従業者の員数)  
第七十七条 略

2 略

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第百十五條の十一において準用する法第七十二條第一項の規定により法第五十三條第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第二条（医師の員数に係る部分に限る。）及び岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準」という。）第四条（医師の員数に係る部分に限る。）及び岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年岐阜県条例第二十三号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第七十五條第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第七十四條に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第七十五條第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七十八条及び第七十九条 略

(運営規程)

第八十条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(従業者の員数)  
第七十七条 略

2 略

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第七十五條第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第七十四條に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第七十五條第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第七十五條第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第七十四條に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第七十五條第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七十八条及び第七十九条 略

(運営規程)

第八十条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 略  
二 第五十四条各号（第四号、第六号及び第七号）を除く。）に掲げる事項

（記録の整備）

第八十一条 略

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一 及び二 略

三 第八十二条第五項第五号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四から六まで 略

第八十二条 略

### 第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問リハビリテーションの取扱方針）

第八十三条 略

2 から 4 まで 略

5 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行う指定介護予防訪問リハビリテーションは、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 から 三 まで 略

四 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

五 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

六 略

6 略

（介護予防訪問リハビリテーション計画の作成等）

第八十四条 略

一 略  
二 第五十四条各号（第四号、第六号、第七号及び第九号を除く。）に掲げる事項

（記録の整備）

第八十一条 略

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一 及び二 略

三から五まで 略

第八十二条 略

### 第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問リハビリテーションの取扱方針）

第八十三条 略

2 から 4 まで 略

5 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行う指定介護予防訪問リハビリテーションは、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 から 三 まで 略

四 略

6 略

（介護予防訪問リハビリテーション計画の作成等）

第八十四条 略

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に、次の各号（医師にあつては、第五号を除く。）に掲げるところにより、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成させなければならない。

一及び二 略

三 リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

四から八まで 略

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第一百十二条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第一百二十条第一項及び第二項第一号から第四号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第一項及び前項第一号から第四号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 前条第五項各号及び前三項（第二項第八号を除く。）の規定は、同号の介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

## 第六章 介護予防居宅療養管理指導

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第八十五条から第八十八条まで 略

#### （運営規程）

第八十九条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に、次の各号（医師にあつては、第四号を除く。）に掲げるところにより、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成させなければならない。

一及び二 略

三から七まで 略

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第一百十二条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第一百二十条第一項及び第二項第一号から第三号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第一項及び前項第一号から第三号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 前条第五項各号及び前三項（第二項第七号を除く。）の規定は、同号の介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

## 第六章 介護予防居宅療養管理指導

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第八十五条から第八十八条まで 略

#### （運営規程）

第八十九条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 略

二 第五十四条各号（第四号、第六号及び第七号）を除く。）に掲げる事項

（記録の整備）

第九十条 略

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第一号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一 略

一 第九十二条第四項第四号、第五項第四号及び第六項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三から五まで 略

第九十一条 略

第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防居宅療養管理指導の取扱方針）

第九十二条 略

2 及び 3 略

4 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 及び二 略

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

五 第二号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。

六から九まで 略

5 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提

一 略

二 第五十四条各号（第四号、第六号、第七号及び第九号を除く。）に掲げる事項

（記録の整備）

第九十条 略

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第一号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一 略

二から四まで 略

第九十一条 略

第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防居宅療養管理指導の取扱方針）

第九十二条 略

2 及び 3 略

4 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 及び二 略

三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。

四から七まで 略

5 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提

供するものとする。

一及び二 略

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

五から九まで 略

6 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一及び二 略

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

五及び六 略

7 略

第七章 略

第八章 介護予防通所リハビリテーション

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第百十一条 略

(従業者の員数)

第百十二条 略

2及び3 略

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第百十五条の十一において準用する法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第二条(医師の員数に係る部分に限る。)及び介護老人保健施設基準条例第四条に規定する人員に関する基準又は介護医療院基準第四条(医師の員数に係る部分に限る。)及び介護医療院基準条例第四条に規

供するものとする。

一及び二 略

三から七まで 略

6 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一及び二 略

三及び四 略

7 略

第七章 略

第八章 介護予防通所リハビリテーション

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第百十一条 略

(従業者の員数)

第百十二条 略

2及び3 略

定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第二百二十六条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百十三条から第百十四条まで 略

(運営規程)

第百十五条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一から三まで 略

四 第五十四条各号（第四号及び第七号 を除く。）に掲げる事項

第百十五条の二から第百十六条まで 略

(記録の整備)

第百十七条 略

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一及び二 略

三 第百十九条第五項第五号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四から六まで 略

第百十八条 略

第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

4| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第二百二十六条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百十三条から第百十四条まで 略

(運営規程)

第百十五条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一から三まで 略

四 第五十四条各号（第四号、第七号及び第九号を除く。）に掲げる事項

第百十五条の二から第百十六条まで 略

(記録の整備)

第百十七条 略

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第二号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から五年間保存しなければならない。

一及び二 略

三から五まで 略

第百十八条 略

第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所リハビリテーションの取扱方針)

第百十九条 略

2 から 4 まで 略

5 指定介護予防通所リハビリテーションは、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 から 三 まで 略

四 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

五 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

六 略

6 略

(介護予防通所リハビリテーション計画の作成等)

第百二十条 略

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、医師等の従業者に、次に掲げるところにより、介護予防通所リハビリテーション計画を作成させなければならない。

一 及び 二 略

三 リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

四 から 七 まで 略

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加したものに限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場⊂については、第八十四条第一項及び第二項第一号から第四号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する

(指定介護予防通所リハビリテーションの取扱方針)

第百十九条 略

2 から 4 まで 略

5 指定介護予防通所リハビリテーションは、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 から 三 まで 略

四 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

五 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

六 略

6 略

(介護予防通所リハビリテーション計画の作成等)

第百二十条 略

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、医師等の従業者に、次に掲げるところにより、介護予防通所リハビリテーション計画を作成させなければならない。

一 及び 二 略

三 リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

四 から 六 まで 略

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加したものに限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場⊂については、第八十四条第一項及び第二項第一号から第三号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準を満たすことをもって、第一項及び前項第一号から第四号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 前条第五項各号及び前三項（第二項第七号を除く。）の規定は、同号の介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

第二百二十一条及び第二百二十二条 略

第九章 略

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第六百六十四条及び第六百六十五条 略

（設備及び備品等）

第六百六十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設であるもの 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準

第四十二条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）

二及び三 略

四 介護医療院であるもの 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院基準

第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第八十二条及び第八十七条において同じ。）に関するものを除く。）

2及び3 略

第六百六十七条から第七百七十二条まで 略

基準を満たすことをもって、第一項及び前項第一号から第三号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 前条第五項各号及び前三項（第二項第六号を除く。）の規定は、同号の介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

第二百二十一条及び第二百二十二条 略

第九章 略

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第六百六十四条及び第六百六十五条 略

（設備及び備品等）

第六百六十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設であるもの 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十号）

第四十二条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）

二及び三 略

四 介護医療院であるもの 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに

運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）

第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第八十二条及び第八十七条において同じ。）に関するものを除く。）

第六百六十七条から第七百七十二条まで 略



第二節及び第三節 略

第十一章から第十四章まで 略

附 則 略

第二節及び第三節 略

第十一章から第十四章まで 略

附 則 略

(新)

目次 略

第一章 略

第二章 人員、設備及び運営に関する基準

第四条 略

(従業者の員数)

第五条 略

2 から 8 まで 略

9 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型  
 居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
 （平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」  
 という。）第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下  
 同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指  
 定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援  
 専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当  
 該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければな  
 らない。

10 ~~指定介護老人福祉施設（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法  
 （令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所  
 在し、かつ、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条に  
 おいて同じ。）に岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に  
 関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十七号。次項において  
 「指定居宅サービス等基準条例」という。）第百三十六條第一項に規定する指  
 定短期入所生活介護事業所又は岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、  
 設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十八  
 号）第百二十四條第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以  
 下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併~~

(旧)

目次 略

第一章 略

第二章 人員、設備及び運営に関する基準

第四条 略

(従業者の員数)

第五条 略

2 から 8 まで 略

9 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型  
 居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
 （平成十八年厚生労働省令第三十四号  
 ）第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下  
 同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指  
 定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援  
 専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当  
 該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければな  
 らない。

設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

11 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第六条から第二十五条まで 略

（緊急時等の対応）

第二十五条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っている時に入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五条第一項第一号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年

第六条から第二十五条まで 略

（緊急時等の対応）

第二十五条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っている時に入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五条第一項第一号に掲げる医師  
との連携方法その他の緊急時等における  
対応方法を定めておかなければならない。

に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第二十六条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

第二十七条から第三十三条まで 略

(協力医療機関等)

第三十四条 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - 二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
  - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

(管理者による管理)

第二十六条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

第二十七条から第三十三条まで 略

(協力病院等)

第三十四条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院

を定めておかなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

6 略

( 掲 示 等 )

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ

第三十六条から第四十一条の二まで 略

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第四十一条の三 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第四十二条及び第四十三条 略

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準

2 略

( 掲 示 等 )

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項

2 指定介護老人福祉施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護老人福祉施設は、第一項の重要事項について、当該指定介護老人福祉施設のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

第三十六条から第四十一条の二まで 略

第四十二条及び第四十三条 略

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準

第四十四条から第五十二条まで 略

(勤務体制の確保等)

第五十三条 略

2 から 4 まで 略

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、管理者に、ユニット型施設の管理等に

係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

6| 略

第五十四条及び第五十五条 略

第四章 略

附 則 略

第四十四条から第五十二条まで 略

(勤務体制の確保等)

第五十三条 略

2 から 4 まで 略

5| 略

第五十四条及び第五十五条 略

第四章 略

附 則 略

(新)

目次 略

第一章 略

第二章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

第三条 略

(従業者の員数)

第四条 略

2 から 4 まで 略

5 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一 及び二 略

三 病院 医師又は栄養士若しくは管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）

四 略

6 及び 7 略

(旧)

目次 略

第一章 略

第二章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

第三条 略

(従業者の員数)

第四条 略

2 から 4 まで 略

5 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一 及び二 略

三 病院 医師、~~栄養士~~若しくは管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）~~又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）~~

四 略

6 及び 7 略

第五条から第十八条まで 略

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第十九条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2から4まで 略

第二十条から第二十五条まで 略

(管理者による管理)

第二十六条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であつて、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。)第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。)又はサテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

第二十七条から第三十三条まで 略

(協力医療機関等)

第三十四条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第五条から第十八条まで 略

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第十九条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2から4まで 略

第二十条から第二十五条まで 略

(管理者による管理)

第二十六条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であつて、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。)第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。)又はサテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

第二十七条から第三十三条まで 略

(協力病院)

第三十四条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。



- 一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- 二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。
- 6) 略

（掲示等）

- 第三十五条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。
- 2 介護老人保健施設は、重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなけれ

2) 略

（掲示等）

- 第三十五条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 介護老人保健施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 介護老人保健施設は、第一項の重要事項について、当該介護老人保健施設の

ば  
ならない。

第三十六条から第四十条の二まで 略

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方  
策を検討するための委員会の設置)

第四十条の三 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率  
化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図る  
ため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の  
確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に関  
しなければならぬ。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を  
活用して行うことができるものとする。

第四十一条及び第四十二条 略

第三章 ユニット型介護老人保健施設の施設、設備及び運営に関する基準

第四十三条から第五十一条まで 略

(勤務体制の確保等)

第五十二条 略

2から4まで 略

5 ユニット型介護老人保健施設は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る  
研修を受講するよう努めさせなければならない。

6 略

第五十三条及び第五十四条 略

第四章 略

附則 略

ホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

第三十六条から第四十条の二まで 略

第四十一条及び第四十二条 略

第三章 ユニット型介護老人保健施設の施設、設備及び運営に関する基準

第四十三条から第五十一条まで 略

(勤務体制の確保等)

第五十二条 略

2から4まで 略

5 略

第五十三条及び第五十四条 略

第四章 略

附則 略

(新)

目次 略

第一章 略

第二章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

第三条から第十八条まで 略

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第十九条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 から 4 まで 略

第二十条から第二十五条まで 略

(管理者による管理)

第二十六条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

第二十七条から第三十三条まで 略

(協力医療機関等)

(旧)

目次 略

第一章 略

第二章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

第三条から第十八条まで 略

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第十九条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 から 4 まで 略

第二十条から第二十五条まで 略

(管理者による管理)

第二十六条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

第二十七条から第三十三条まで 略

(協力病院)

第三十四条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - 二 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
  - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。
- 6 略

（揭示等）

第三十五条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

第三十四条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院

を定めておかなければならない。

2| 略

（揭示等）

第三十五条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 介護医療院は、重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十六条から第四十条の二まで 略

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第四十条の三 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第四十一条及び第四十二条 略

### 第三章 ユニット型介護医療院の施設、設備及び運営に関する基準

第四十三条から第五十一条まで 略

(勤務体制の確保等)

第五十二条 略

2から4まで 略

5 ユニット型介護医療院は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

6 略

第五十二条及び第五十四条 略

### 第四章 略

2 介護医療院は、前項の重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 介護医療院は、第一項の重要事項について、当該介護医療院のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

第三十六条から第四十条の二まで 略

第四十一条及び第四十二条 略

### 第三章 ユニット型介護医療院の施設、設備及び運営に関する基準

第四十三条から第五十一条まで 略

(勤務体制の確保等)

第五十二条 略

2から4まで 略

5 略

第五十二条及び第五十四条 略

### 第四章 略

附 則 略

---

附 則 略

(新)

本 則 略

附 則

1 略  
(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第四条の規定による改正後の岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第四条第三項（新指定居宅サービス等基準条例第八十四条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第三十八条の二（新指定居宅サービス等基準条例第九十条において準用する場合に限る。）並びに第五条の規定による改正後の岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第四条第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第八十六条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第五十四条の十の二（新指定介護予防サービス等基準条例第九十一条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第八十八条及び新指定介護予防サービス等基準条例第八十九条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(旧)

本 則 略

附 則

1 略  
(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項及び第三十四条、第二条の規定による改正後の岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項及び第三十条、第三条の規定による改正後の岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第五項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十七条において準用する場合を含む。）、第三十一条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十七条及び第五十条において準用する場合を含む。）及び第三十三条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第四条第三項及び第三十八条の二（新指定居宅サービス等基準条例第四十条の三、第四十五条、第五十五条、第五十八条、第七十三条、第八十二条、第九十条、第百三条、第百五条、第百二十四条、第百三十四条、第百五十五条（新指定居宅サービス等基準条例第百六十七条において準用する場合を含む。）、第百六十七條の三、第百七十三条、第百八十九条（新指定居宅サービス等基準条例第二百一条において準用する場合を含む。）、第二百二十一条、第二百三十一条、第二百四十四条、第二百四十六条及び第二百五十六条において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第四条第三項及び第五十四条の十の二（新指定介護予防サービス等基準条例第六十条、第七十二条、第八十二条、第九十一条、第百八条、第百三十六条（新

指定介護予防サービス等基準条例第百五十二条において準用する場合を含む。）、第百五十七条の三、第百六十三条、第百七十三条（新指定介護予防サービス等基準条例第百八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八条、第二百二十四条、第二百三十七条、第二百四十一条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）、第六条の規定による改正後の岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第四条第四項、第四十一条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項、第七条の規定による改正後の岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第三条第四項、第四十条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第三項、第八条の規定による改正後の岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第三条第四項、第三十九条の二（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び第四十三条第三項並びに第九条の規定による改正後の岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第三条第四項、第四十条の二（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新軽費老人ホーム基準条例第七条、新養護老人ホーム基準条例第七条、新特別養護老人ホーム基準条例第七条（新特別養護老人ホーム基準条例第四十七条において準用する場合を含む。）及び第三十四条（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第二十九条（新指定居宅サービス等基準条例第四十条の三及び第四十五条において準用する場合を含む。）、第五十三条（新指定居宅サービス等基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、第七十一条、第八十条、第八十八条、第九十七条（新指定居宅サービス等基準条例第百五条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。）、第百三十一条、第百五十一条（新指定居宅サービス等基準条例第百六十七条の三及び第百七十三条において準用する場合を含む。）、第百六十四条、第百八十六条、第百九十八条、第二百十六条、第二百二十八条及び第二百三十八条（新指定居宅サービス等基準条例第二百四十六条及び第二百五十六条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービ



(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第三十条の二(新指定居宅サービス等基準条例第九十条において準用する場合に限る。)及び新指定介護予防サービス等基準条例第五十四条の二の二(新指定介護予防サービス等基準条例第九十一条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

ス等基準条例第五十四条(新指定介護予防サービス等基準条例第六十条において準用する場合を含む。)、第七十条、第八十条、第八十九条、第一百十五条、第一百三十二条(新指定介護予防サービス等基準条例第一百五十七条の三及び第六十三条において準用する場合を含む。)、第一百四十九条、第七十条、第八十五条、第二百三条、第二百二十一条及び第二百三十一条(新指定介護予防サービス等基準条例第二百四十一条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十九条及び第五十二条、新介護老人保健施設基準条例第二十九条及び第五十一条、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十八条及び第五十一条並びに新介護医療院基準条例第二十九条及び第五十一条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」と、新指定居宅サービス等基準条例第九十八条中「第八十六条各号」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、第八十六条各号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第八十五条中「第七十条各号」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、第七十条各号」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第二十四条第三項、新養護老人ホーム基準条例第二十三条第三項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十四条第三項(新特別養護老人ホーム基準条例第四十七条において準用する場合を含む。)及び第四十条第四項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第五十三条の二第三項(新指定居宅サービス等基準条例第五十八条において準用する場合を含む。)、第九十八条第三項(新指定居宅サービス等基準条例第五五条、第二百四十四条、第二百三十四条、第二百五十五条、第六六十七條の三、第七十三條及び第八十九條において準用する場合を含む。)、第六六十五条第四項、第九十九條第四項及び第二百十七條第四項(新指定居宅サービス等基準条例第二百三十一条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第五十四条の二第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第六十条において準用する場合を含む。)、第一百五十五条の二第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第一百三十六条、第一百五十七條の三、第六十三條及び第七十三條において準用する場合を含む。)、

第百五十条第四項、第百八十六条第四項及び第二百四条第四項（新指定介護予防サービス等基準条例第二百二十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十条第三項及び第五十三条第四項、新介護老人保健施設基準条例第三十条第三項及び第五十二条第四項、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十九条第三項及び第五十二条第四項並びに新介護医療院基準条例第三十条第三項及び第五十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第二十四条の二、新養護老人ホーム基準条例第二十三条の二、新特別養護老人ホーム基準条例第二十四条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十七条及び第五十条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第三十条の二（新指定居宅サービス等基準条例第四十条の三、第四十五条、第五十五条、第五十八条、第七十三条、第八十二条、第九十条、第百三条、第百五条、第百二十四条、第百三十四条、第百五十五条（新指定居宅サービス等基準条例第百六十七条において準用する場合を含む。）、第百六十七条の三、第百七十三条、第百八十九条（新指定居宅サービス等基準条例第二百一条において準用する場合を含む。）、第二百二十一条、第二百三十一条、第二百四十四条、第二百四十六条及び第二百五十六条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第五十四条の二の二（新指定介護予防サービス等基準条例第六十条、第七十二条、第八十二条、第九十一条、第百十八条、第百三十六条（新指定介護予防サービス等基準条例第百五十二条において準用する場合を含む。）、第百五十七条の三、第百六十三条、第百七十三条（新指定介護予防サービス等基準条例第百八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八条、第二百二十四条、第二百三十七条、第二百四十一条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第三十条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十九条の二（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第三十条の二（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ

ば」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第二十六条第二項第三号、新養護老人ホーム基準条例第二十四条第二項第三号、新特別養護老人ホーム基準条例第二十六条第二項第三号（新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十七条及び第五十条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十三条第二項第三号（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第三十三条第二項第三号（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第三十二条第二項第三号（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第三十三条第二項第三号（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院は、その職員又は従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

6 この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第三十三条第一項、新養護老人ホーム基準条例第二十九条第一項、新特別養護老人ホーム基準条例第三十一条第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十七条及び第五十条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十一条第一項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第四十条第一項（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第三十九条第一項（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第四十条第一項（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中一次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第三

(ユニットに係る経過措置)

4 第三条の規定による改正後の岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第三十五条第四項第一号イ②及び第四十九条第四項第一号イ②の規定により入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、当分の間、新特別養護老人ホーム基準条例第十一条第一項第四号イ及び第四十条第二項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

5 前項の規定は、新指定居宅サービス等基準条例第百五十八条第六項第一号イ②、新指定介護予防サービス等基準条例第百四十七条第六項第一号イ②及び第六十六条の規定による改正後の岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第四十六条第二項第一号イ②

の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

.....	.....	.....
-------	-------	-------

号までに掲げる措置を講ずるとともに、第四号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならないとする。

(ユニットに係る経過措置)

7 新特別養護老人ホーム基準条例第三十五条第四項第一号イ②及び第四十九条第四項第一号イ②の規定により入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、当分の間、新特別養護老人ホーム基準条例第十一条第一項第四号イ及び第四十条第二項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

8 前項の規定は、新指定居宅サービス等基準条例第百五十八条第六項第一号イ②、新指定介護予防サービス等基準条例第百四十七条第六項第一号イ②、新指定介護老人福祉施設基準条例

第四十六条第二項第一号イ②及び新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第一号イ②（新指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

.....	.....	.....
新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第一号イ②（新指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）	入居定員	入院患者の定員
（新指定介護療養型医療施設基準条例第	新特別養護老人ホーム基準条例第十一条第一項第四号イ	新指定介護療養型医療施設基準条例第四条第一項第二号及び第三号、同条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号、附則第二項第二号、附則第三項、附則第九項並びに附則

6| この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であつて、第三条の規定による改正前の岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第三十五条第四項第一号イ(5)及び第四十九条第四項第一号イ(5)、第四条の規定による改正前の岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第百五十八条第六項第一号イ(4)、第五条の規定による改正前の岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第百四十七条第六項第一号イ(3)ただし書並びに第六条の規定による改正前の岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第四十六条第二項第一号イ(4)

件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

の規定の要

9| この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であつて、第三条の規定による改正前の岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第三十五条第四項第一号イ(5)及び第四十九条第四項第一号イ(5)、第四条の規定による改正前の岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第百五十八条第六項第一号イ(4)、第五条の規定による改正前の岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第百四十七条第六項第一号イ(3)ただし書、第六条の規定による改正前の岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第四十六条第二項第一号イ(4)並びに第八条の規定による改正前の岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下この号において「旧指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第四十四条第二項第一号イ(4)（旧指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

10| この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第三十一条第三項（新指定居宅サービス等基準条例第四十条の三、第四十五条、第五十五条、第五十八条、第七十三条、第八十二条、第九十条及び第二百五十六条において準用する場合を含む。）、第一百条第二項（新指定居宅サービス等基準条例第百五条、第百二十四条、第百五十五条（新指定居宅サービス等基準条例第百六十七条において準用する場合を含む。）、第百六十七條の三、第百七十三条、第二百二十一条及び第二百三十一条において準用する場合を含む。）、第百三十二条第二項（新指定居宅サービス等基準条例第百八十九条（新指定居宅サービス等基準条例第二百一条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二百四十一条第六項（新

四十五条第一		第十項第二号及び第三号
項及び第二項	第四十条第二項（新特別養	第五十二条第二項
において準用	護老人ホーム基準条例第五	
する場合を含ま	十条において準用する場合	
む。）	を含む。）	

指定居宅サービス等基準条例第二百四十六条において準用する場合を含む。)並びに新指定介護予防サービス等基準条例第五十四条の三第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第六十条、第七十二条、第八十二条、第九十一条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。)、第一百六条第二項(新指定介護予防サービス等基準条例第七十三条(新指定介護予防サービス等基準条例第八十八条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第一百三十三条の二第二項(新指定介護予防サービス等基準条例第一百五十二条、第一百五十七条の三、第一百六十三条、第二百八条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。))及び第二百三十四条第六項(新指定介護予防サービス等基準条例第二百四十一条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

11 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十二條の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第二十条の二(新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十条の二(新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))及び新介護医療院基準条例第二十条の二(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

12 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十二條の三(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第二十条の三(新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十条の三(新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))及び新介護医療院基準条例第二十条の三(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。